

事 務 連 絡  
平成 27 年 10 月 5 日

各都道府県消防防災主管課 } 殿  
東京消防庁・各指定都市消防本部 }

## 消 防 庁 予 防 課

ベランダ・バルコニーにおけるたばこ火災の状況を踏まえた注意事項について

近年の受動喫煙に対する意識の向上や、建物内の全面禁煙化や分煙化の推進などを背景として、ベランダ・バルコニーを出火箇所とするたばこ火災の件数が増加傾向にあります。

たばこ火災に係る注意喚起広報については、平成 27 年 9 月 18 日付け「平成 27 年秋季全国火災予防運動の実施について」(消防予第 366 号及び消防予第 367 号)により通知しているところですが、住宅等に対する防火指導等を行う際には、下記事項についても配慮していただくようお願いします。

各都道府県消防防災主管課にあっては、貴都道府県内の市町村（消防の事務を処理する一部事務組合等を含む。）に対してもこの旨周知いただくようお願いします。

### 記

#### 1 ベランダ・バルコニーにおけるたばこ火災の状況

##### (1) 火災件数等の推移

たばこが発火源となった建物火災のうち、ベランダ・バルコニーが出火箇所となった割合は、最近 10 年で 4.6%（平成 17 年）から 11.5%（平成 26 年）と 2 倍以上に増加しています。（別紙 1 参照）

##### (2) 平成 26 年中の出火原因

たばこが発火源となった建物火災のうち、ベランダ・バルコニーが出火箇所となった火災の出火原因は、経過別では、「不適當なところに捨てる」が 57%（156 件）、着火物別では「ごみ屑」が 30%（82 件）と最も多くなっています。（別紙 2 参照）

#### 2 主な注意事項

- ・ 喫煙する際には、あらかじめ水を張った灰皿を用意し、吸殻は完全に消火すること。
- ・ 灰皿に吸殻を貯めず、普通ごみとは分別してこまめに捨てること。

- 風が強い日は、たばこの火種が飛んで火災になる危険性があるためベランダ・バルコニー等で喫煙しないこと。
- ベランダ・バルコニー等で喫煙する際には、周囲に可燃物がないことを確認すること。

〈連絡先〉

消防庁予防課予防係 齋藤、竹葉

電話：03-5253-7523

E-mail：[t. takeba@soumu. go. jp](mailto:t.takeba@soumu.go.jp)

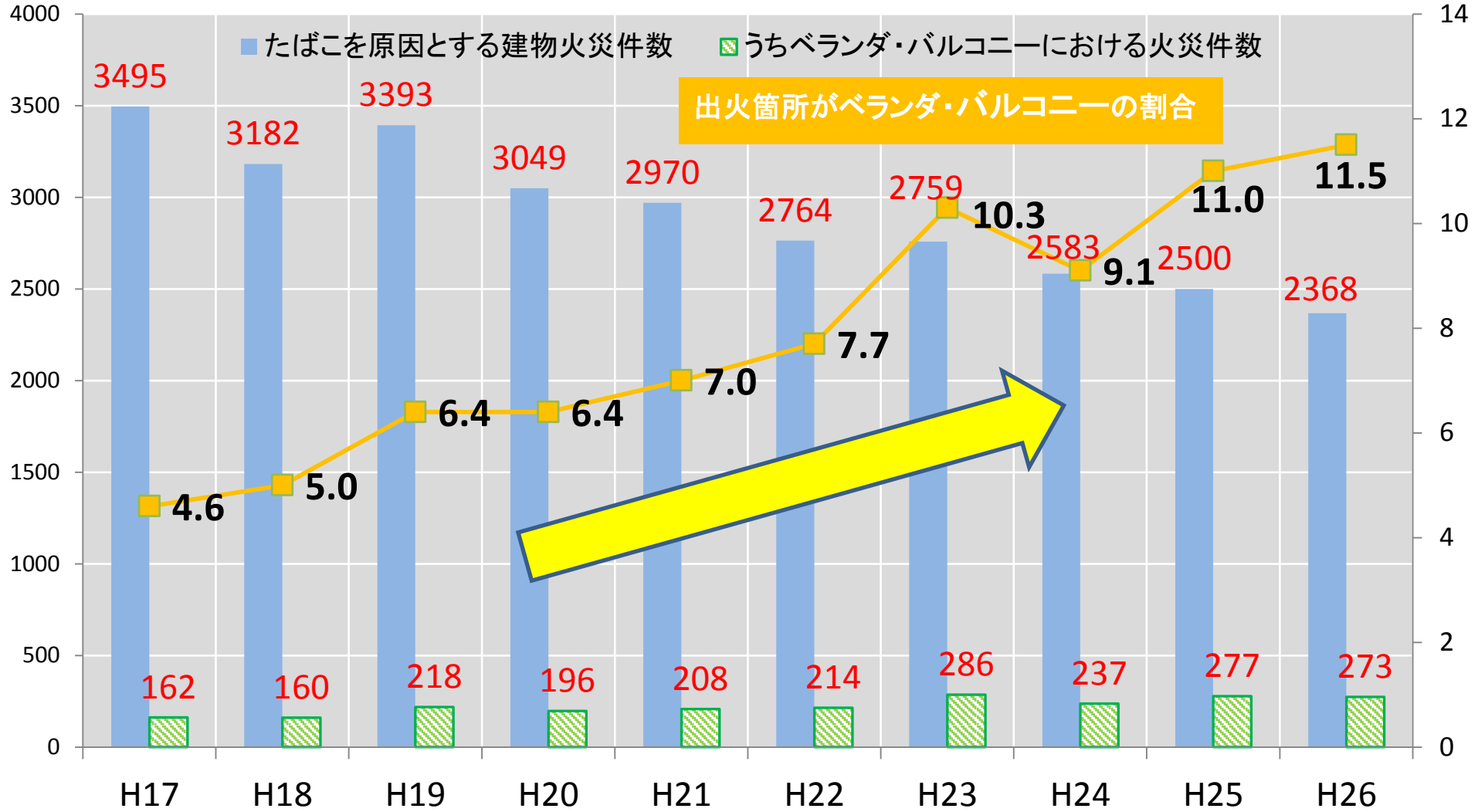


# ベランダ・バルコニーにおけるたばこ火災の状況 (火災件数等の推移)

別紙1

(建物火災件数)  
(件)

(%)



**発火源がたばこで、出火箇所がベランダ・バルコニーである割合が増加傾向**

※ 火災報告より作成



# ベランダ・バルコニーにおけるたばこ火災の状況 (平成26年中の出火原因)

## 経過

## 着火物

